

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|---|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 中央卸売市場 | |
| 許 認 可 等 名 | 出荷奨励金の交付の承認 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市中央卸売市場業務条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第57条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 628 - 2759) | |
| 審 査 基 準 | <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第57条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 (出荷奨励金等の承認申請)</p> <p>第67条 条例第57条第1項の承認の申請は、毎年3月15日までにその年の4月1日から翌年3月31日までの分について行わなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の承認事項の内容を変更しようとするとき、又は承認事項について追加を受けようとするときは、当該内容変更又は追加の実施予定日のそれぞれ15日前までに、その旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> | |
| | 参 考 事 項 | 出荷奨励金交付承認要領 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>標準処理期間</p> <p>総日数 5日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p> | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |

審査基準

基準

出荷奨励金の交付の承認に係る審査基準については、上記の他、別紙「出荷奨励金交付承認要領」のとおり。

* 出荷奨励金交付承認申請書は、別紙様式第47号とする。